

## 区民交通傷害保険のインターネット加入受付の開始について

区では、平成14年度から、区民（区内在勤、在学者を含みます。以下「区民」といいます。）が交通事故でけがをした場合等に保険金が支払われるほか、自転車の使用等により他人にけがを負わせた場合等に損害賠償金を補償する区民交通傷害保険事業を実施しています。また、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号）の改正により、令和2年4月から都内で自転車を利用する人の自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

今後、一層の加入促進と区民の利便性向上のため、下記のとおり、区民交通傷害保険のインターネット加入受付を開始します。

### 記

#### 1 区民交通傷害保険の概要

##### (1) 経緯

昭和43年4月から23区共同事業として実施していた「特別区交通災害共済事業」が平成13年度末で廃止されたことを受け、平成14年4月から「区民交通傷害保険」を実施しています（令和4年度は港区を含む15区が実施）。

##### (2) 保険契約の方式

区が保険契約者となり、保険の加入者（区民）を被保険者、区長が指定する保険会社（以下「指定保険会社」という。）を保険者とする方式で、損害保険ジャパン株式会社を指定保険会社としています。

##### (3) 補償内容、加入手続の方法等

加入者が交通事故でけがをした場合等に保険金が支払われるほか、自転車の使用等により他人にけがを負わせた場合等に損害賠償金を補償する保険で、金融機関の窓口等で加入受付を行っています。

#### 2 加入手続に係る課題

区民交通傷害保険は、交通傷害に補償を限定しているため保険料が安価に抑えられているほか、年齢制限がなく高齢者でも加入できるという利点がある一方、加入の申込みができる期間が2か月間と短く、金融機関の窓口で直接紙の申込書を提出し、保険料を現金で納入しなければならない仕組みとなっています。

区民の利便性を向上するとともに、感染症対策として非接触型決済についても推進する必要があります。

### 3 今後の対応について

金融機関の窓口での加入受付に加え、インターネットによる非接触型決済を導入します。ただし、団体加入については、インターネットでの取扱いが困難であることから、引き続き区の窓口で加入を受け付けることとします。

	現行	変更後
個人加入	受付窓口 金融機関で申込み 受付期間 毎年2月1日から3月31日まで 保険料の支払い 現金	受付窓口 インターネット 受付期間 随時（2月を除く） 保険料の支払い クレジットカード、電子マネー ※毎年2月1日から3月31日までの新年度加入分は金融機関での受付も継続します。
団体加入	・町会・自治会等の団体構成員から加入申込書、保険料をとりまとめて申込み ・10人以上の加入で、合計保険料の8%を報奨金として支給	
	受付窓口 各総合支所協働推進課で申込み 受付期間 毎年2月1日から3月31日まで 保険料の支払い 現金	変更なし

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年5月 港区民交通傷害保険事業要綱の改正

令和4年6月1日 区民交通傷害保険のインターネット加入受付開始

（令和4年度中途加入分）

※広報みなと6月1日号、区ホームページ、各総合支所

Twitterで周知

令和5年2月1日 区民交通傷害保険のインターネット加入受付開始

（令和5年度分）